

**犬の登録&狂犬病
予防注射(追加実施)**

犬の登録がまだの人や令和4年3月2日以降に予防注射が済んでいない人は、都合の良い会場にお越しください。生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法に基づき登録と予防注射を受けることが義務付けられています。猟犬や室内犬も必ず登録と狂犬病予防注射を受けてください。
※登録は犬の生涯に1回、予防注射は毎年1回です。
期日 6月19日(日)
※大雨などの場合は、中止することがあります。

場所	時間
大畑コミセン	9:20～9:50
東間コミセン	10:10～10:30
球磨地域振興局	10:50～11:30
中原コミセン	13:30～14:05
西瀬コミセン	14:25～14:45
東西コミセン	15:05～15:35

料
金
新規登録…3千円
予防接種…3350円

犬の飼育マナーについて

※所有者や住所の変更、犬の死亡などは必ず市環境課に連絡してください。
問合せ 市環境課環境衛生係

犬の散歩についての苦情が多くなっています。犬を飼っている人は、次のマナーを守りましょう。
犬のふんは必ず持ち帰りましょう
放置されたふんを踏んだり、臭いがしたりと被害を受けている人がたくさんいます。排せつを自宅や済ませてから散歩に出るなど、トイレのしつけをしましょう。また、尿をしたときはペットボトルに入れた水などで流しましょう。

犬を散歩させるときは、綱や鎖、リードなどで必ずつないでください
犬は常につないでおくように条例で義務付けられています。犬が苦手な人、犬を怖いと思う人もいますので、小型犬であっても確実につないで散歩させましょう。
問合せ 市環境課環境衛生係

**PM2.5などの情報を
パソコンや携帯でチェック**

県が配信するPM2.5(微小粒子状物質)についての注意喚起のお知らせや光化学スモッグ注意報を携帯電話で受け取ることができます。外出先でも安心です。
登録方法
携帯電話から、メールアドレス [sKy@123123.ty] に空メールを送信し、返信されたメールの案内に従って登録してください。
※右記アドレスからのメールが受信できるよう事前設定(ドメイン指定)しておくことが必要です。
県内の大気環境の状況は、ホームページで確認できます。

県の大気環境の状況ホームページ
<https://kumamoto-taiki.jp>
問合せ 県環境保全課(☎096・333・2269)、市環境課環境衛生係



老後も安心! 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などが10年以上ある人が65歳になったときに受けることができます。

年金を受けるのに必要な期間は?

- ①保険料を納めた期間
 - ②厚生年金や共済組合に加入した期間
 - ③第3号被保険者であった期間
 - ④保険料の免除(全額・一部)を受けた期間
 - ⑤任意加入できる人が加入しなかった期間など
- ①～⑤の期間を合わせて**10年以上必要**
※一部免除を受けた期間で残りの保険料を納付しなかった期間は除かれます。
※平成29年8月から、従来の「25年」から「10年」に短縮されました。

いくらもらえるの?

令和4年度の年金額は**77万7,800円**(月額64,816円)
この額は20歳から60歳になるまでの40年間、全ての保険料を納めた人の場合です。もし、40年間に保険料を納めなかった期間などがあると、不足する分だけ年金額が減額されます。

60歳からの国民年金

保険料を納めていないために老齢基礎年金の受給資格を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受給できない人は、60歳以降でも65歳になるまで任意加入することで、受給資格期間を満たしたり、年金額を満額に近づけたりすることができます。65歳以上70歳未満の人は、受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

問合せ 八代年金事務所(☎0965-35-6123)
市市民課国保年金係(☎22-2111 内線1023)

65歳よりも前(後)からもらいたいだけけど?

希望により、65歳よりも前(繰り上げ請求)や後(繰り下げ請求)からもらうことができます。年金額は繰り上げると減額、繰り下げると増額されます。減額・増額の率は、昭和16年4月1日以前に生まれた人と、昭和16年4月2日以後に生まれた人で異なります。

繰り上げ請求にはいくつかの制限があります

- 65歳になっても減額率はそのままで。
- 遺族厚生年金を受けている人は、65歳になるまでどちらか一方の年金を選択することになります。
- 寡婦年金を受けている人は、その受給権がなくなります。
- 繰り上げ請求をすると、障害基礎年金の請求はできなくなります。

**所有地の適正な
管理をお願いします**

樹木や雑草が生い茂る季節になりました。そのまま放置すると次のようなことが起こり、近隣住民の迷惑になります。

- 害虫が発生する
 - ごみが捨てられやすくなる
 - 通行の妨げになる
 - 野生動物のすみかになる
 - 所有敷地内の樹木や雑草は、剪定や除草などの適正管理に努め、環境美化へのご理解とご協力をお願いします。
- 問合せ 市環境課環境衛生係

**飲用井戸などは
衛生的に管理しましょう**

地下水や表流水、湧水を水源として飲用に利用する施設(飲用井戸など)を衛生的に使用するためには、日頃から適正な管理が必要です。汚染を防ぎ、健康を守るためにも次のことを実施しましょう。

- 水源の周辺に人や動物が立ち入らないように、柵などを設ける
- 水源や水槽などの設備や周辺を定期的に清掃する
- 設備や給水管などの施設に

**蚊やハエの発生を
防ぎましょう**

蚊を発生させないポイント
発生源である水たまりをなくすることがとても重要です。
①道路の側溝などは、定期的に清掃し、水の流れを良くする

- ②植木鉢の受け皿、放置された空き缶、空き瓶などを片付ける
- ③ハエを発生させないポイント
餌となる生ごみなどを放置しないことが必要です。
①残飯や動物の死体などに大量発生するので、速やかに片付ける
- ②犬や猫のふんは、飼い主が責任をもって片付ける
- ③ごみ置き場などは、きれいに清掃し清潔に保つ

問合せ 市環境課環境衛生係

歯周疾患検診を受けましょう!

10年に1回のチャンス!

市では、健康を維持し食べる楽しみを失わないよう、本年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳となる人を対象に歯周疾患検診を実施しています。

「歯周病」は自覚症状のないまま進行し、重症化すると歯が抜けてしまうだけではなく、その細菌が作る毒素が血液中に入ることによって、心疾患や腎臓病、肺炎など全身の病気を引き起こすこともあります。

対象者には、問診票・受診票を送付しています。今回の機会を逃すと次回の対象は10年後になります。ぜひ検診を受けましょう!

受診期限 **12月29日(木)**

問合せ 市保健センター健康増進係(☎24-8010)

歯周病のチェックポイント	
<input type="checkbox"/>	歯ぐきが腫れている
<input type="checkbox"/>	食べ物が歯の間に挟まる
<input type="checkbox"/>	歯を磨くと出血する
<input type="checkbox"/>	歯を押すとぐらぐらする
<input type="checkbox"/>	朝起きると口の中がネバネバする
<input type="checkbox"/>	固いものがかみにくい
<input type="checkbox"/>	歯ぐきが痩せてきた
<input type="checkbox"/>	口内炎がよくできる
<input type="checkbox"/>	歯茎を押すと膿がでる
<input type="checkbox"/>	口臭がある

一つでも当てはまる人は特に受診するようお勧めします。